

## 第8章 国際協力

### 第1節 派遣法による派遣状況

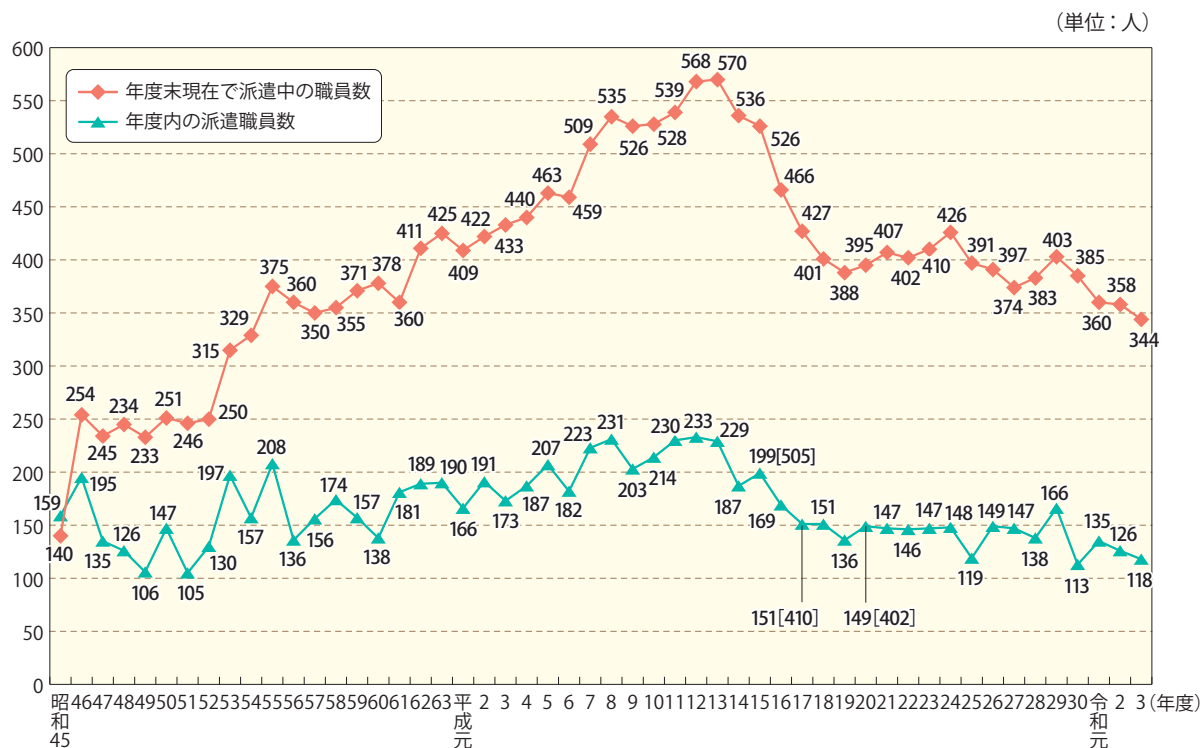
各府省は、派遣法に基づき、国際協力の一環として、条約その他の国際約束や我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等の要請に応じ、職員をその同意の下にこれらの機関に派遣している。

令和3年度において新たに国際機関等に派遣された職員は118人で、前年度と比べると8人減少している。一方、令和3年度中に派遣を終了した職員は132人（うち派遣期間中又は職務復帰と同時に退職した者は14人）であり、令和3年度末における派遣職員は344人で、前年度末と比べると14人減少している（図8-1、資料8-1）。

なお、派遣期間が5年を超える新たな派遣又は更新の場合には人事院に協議することとされており、令和4年度には2件の協議があった。

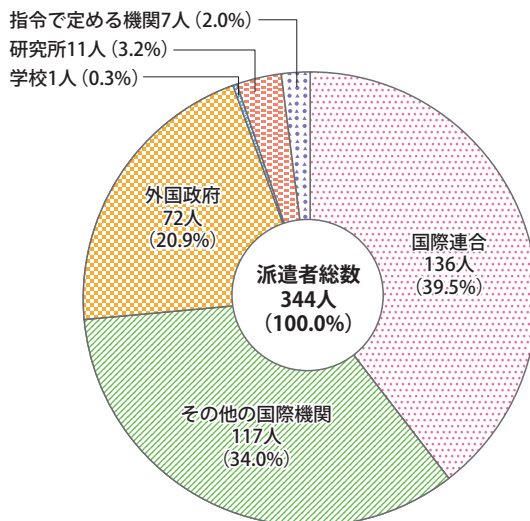
令和3年度末の派遣先機関別及び派遣先地域別の状況は、図8-2及び図8-3のとおりである。

図8-1 派遣職員数の推移



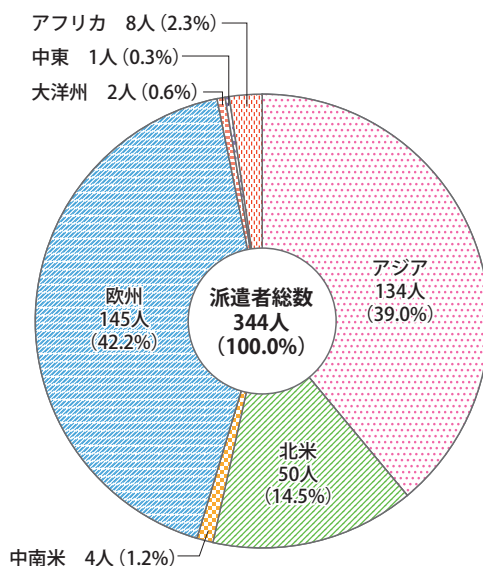
(注) [ ]内の数は、国立大学法人の発足や特定独立行政法人の非特定独立法人化等に伴い、派遣中に派遣法の対象外となった職員を除いた数である。

図8-2 令和3年度末派遣先機関別状況



※数値は端数処理の関係で合致しないものがある。

図8-3 令和3年度末派遣先地域別状況



※数値は端数処理の関係で合致しないものがある。

第1編

第3部

令和4年度業務状況

## 第2節 国際協力・国際交流

令和4年度は、一部の国際協力・国際交流事業において対面での交流が再開されたが、多くの事業においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、対面形式での実施が困難であったことから、オンラインツールも活用して各種の事業を実施した。令和4年度の主な取組の概要は次のとおりである。

### 1 国際講演会

人事院は、諸外国の政府機関幹部職員等を毎年招へいし、人事行政の最新の実情について情報収集及び意見交換を行い、国民にも広く知ってもらうための機会を設けている。令和4年度は、令和5年1月には「シンガポール政府におけるデジタル人材の誘致・育成・定着戦略」、令

和5年3月には「オランダ政府におけるデジタルツールを活用した働き方」及び「デンマーク政府におけるデジタルツールを活用した人事管理」をテーマとして、オンライン講演会を3回実施した。

## ② 日中韓人事行政ネットワーク事業

平成17年1月より、中国及び韓国の中央人事行政機関と日中韓人事行政ネットワークを構築し、各種協力事業を実施している。令和4年度は、「公平審査・苦情相談制度」をテーマとする第14回三国共催シンポジウムを令和4年6月に、第10回局長級会談及び第14回三国若手・中堅職員合同研修を令和4年9月に、第9回トップ会談を令和5年2月にそれぞれオンライン形式で実施した。

## ③ ASEAN諸国との間の国際協力

ASEANでは、公務員制度・公務員人事管理に関する地域間協力を推進することを目的に、ASEAN公務協力会議（ASEAN Cooperation on Civil Service Matters）というネットワークを構築している。人事院は、このネットワークに日本、中国及び韓国の三国を含めたASEAN+3公務協力会議に、我が国の代表として参画し、各種協力事業の実施を支援している。

令和4年度は、第6回ASEAN+3公務協力会議閣僚級会議が8月にベトナムで開催され、令和3年から令和7年までの行動計画について、各国提案事業の実施状況報告や新規事業の提案等が行われた。我が国からは、日・ASEAN友好協力50周年である令和5年にASEAN+3公務協力会議加盟国の代表者を日本に招いて国際シンポジウム等を開催することを提案し、加盟国間で合意された。

## ④ アジア諸国人事行政担当機関職員招へい事業

日本の公務員制度に高い関心を持つアジア諸国と情報交換し、人的ネットワークの拡大を図るため、平成29年度から、アジア諸国の人事行政機関の専門家を招き、意見交換を実施している。

令和4年度は、インドネシア人事委員会、マレーシア公務員庁、フィリピン人事委員会、シンガポール首相府公務員局及びタイ人事委員会事務局の5機関から、課長級を中心とした専門家を日本に招いて対面形式で実施し、「柔軟な働き方及び／又はデジタル・トランスフォーメーションの拡充に向けた制度整備」をテーマに、各国の取組や課題について意見交換を行った。

## ⑤ 開発途上国等に対する技術協力

行政の基盤である公務員制度を整備し、ガバナンスを向上させるという開発途上国が抱える共通課題を踏まえ、人事院は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催する開発途上国の政府職員を対象とした研修の実施等に協力している。

### (1) 人事管理研修

各国の人事行政の改善に資することを目的とし、各国の中央人事行政機関等の上級幹部職員を対象とする「上級人事管理セミナー」と、課長補佐級職員を対象とする「人事行政セミナー」の2コースが実施されている。

いずれのコースも、我が国の人事行政について、その基本的な考え方や運用、新たな動向等を紹介するとともに、討議や各国との比較研究を通じ、各国の人事行政の実情に適合した人材マネジメントを参加者自らが考えることを内容としている。

各コースの実施状況は次のとおりである。

#### ア 上級人事管理セミナー

令和4年度は、6か国・地域6人を対象に、約2週間にわたりオンラインで実施された。

平成3年度の開始から令和4年度までの参加者は、合計70か国・地域289人である。

#### イ 人事行政セミナー

令和4年度は、8か国8人を対象に、約2週間にわたりオンラインで実施された。

平成11年度の開始から令和4年度までの参加者は、合計75か国・地域244人である。

### (2) 上級国家行政セミナー

各国の中央政府機関の上級幹部職員を対象に、我が国のガバナンスと社会経済の発展の経緯を紹介しつつ、様々な政策課題についての討議等を通じて、各国の社会経済の発展に資する行政の在り方を考える研修である。

令和4年度は、9か国11人を対象に、約3週間にわたりオンラインで実施された。昭和61年度の開始から令和4年度までの参加者は、合計82か国・地域370人である。

### (3) 国別の技術協力

#### ア キルギス及びウズベキスタン

キルギス及びウズベキスタンから、公務員の採用・選考制度の改善に関する支援の要望があったことを受け、JICAが両国政府の公務員制度担当機関職員を対象とした研修を実施し、人事院は同研修の実施に当たって協力・支援を行った。第1回研修は、令和4年3月及び同年8月の2回に分けて、オンラインにより、我が国の国家公務員の採用制度・試験制度、人材育成・研修等の各種制度に関する講義などを実施した（参加者はキルギス20人、ウズベキスタン12人）。

第2回研修は、令和5年3月に訪日研修の形式で、第1回研修とほぼ同内容の研修を実施した（参加者はキルギス9人、ウズベキスタン6人）。

#### イ ベトナム

公務員採用試験の改善に取り組んでいるベトナム政府に対し、JICAの技術協力プロジェクトを通じて、人事院は協力・支援を行っている。令和4年度には、同国政府が採用試験の状況や課題の把握のために行った調査やワークショップに際し、助言・指導を行った。

## ⑥ マンスフィールド研修

マンスフィールド研修は、米国のマイク・マンスフィールド・フェローシップ法（1994年4月成立）に基づき、我が国に対する深い理解を持つ同国政府職員の育成を図るためのものであり、日本政府と米国連邦政府の協力の下で実施されている。

人事院は、外務省と協力しつつ、研修員の各府省等への受入れの協議・調整、オリエンテーション、調査見学等を企画・実施している。

令和4年度は第26期研修員10人が来日し、10か月間の予定で日本の政府機関等での実務研修に参加している。

これまでの研修員の米国政府における出身機関は、表8-1のとおりである。

表8-1 マンスフィールド研修員（第1期～第26期）の出身機関別人数

米国における出身機関名	人数	米国における出身機関名	人数
農務省	3	財務省	11
商務省	14	内務省	2
国防総省	46	環境保護庁	10
教育省	4	合衆国輸出入銀行	2
エネルギー省	4	連邦通信委員会	3
食品医薬品局	12	連邦預金保険公社	1
国立衛生研究所	1	連邦エネルギー規制委員会	1
連邦緊急事態管理庁	2	連邦調達庁	2
司法省	5	連邦準備銀行	1
連邦捜査局	10	国際開発庁	4
労働省	1	航空宇宙局	3
国務省	11	原子力規制委員会	4
運輸省	8	証券取引委員会	2
連邦航空局	9	中小企業庁	1
国土安全保障省	1	連邦議会	10
		合 計	188

## 7 駐日大使館職員へのインタビュー

各国の公務員制度・公務員の働き方に関する情報収集を行うとともに、各国駐日大使館とのネットワークを構築・拡大することを目的として、駐日大使館を訪問し、大使のほか、大使館職員へのインタビューを実施した。

令和4年度は、コスタリカ、エストニア、ルワンダ、ウズベキスタンの駐日大使館を訪問してインタビューを実施した。

## 8 外国からの調査訪問対応

我が国の公務における人事管理、人材育成等についての実態の把握等のため、令和4年度は、アメリカ、インドネシア、ウズベキスタン、韓国、キルギス、台湾、ベトナム、ラオスから合計112人の外国政府職員等が来訪した。

これら訪問者に対しては、それぞれの国・地域における人事行政等の現状や訪問者個々の問題意識に応じて我が国の公務員制度やその運用実態等について説明等を行うとともに、意見交換を行った。

## 第8章 補足資料

### 資料8-1 派遣職員数の推移

(単位：人)

年度	年度内の派遣職員数	年度内の復帰職員数	年度末現在派遣中の職員数
昭和45	159	19	140
46	195	81	254
47	135	155	234
48	126	115	245
49	106	114 (4)	233
50	147	129	251
51	105	108 (2)	246
52	130	120 (6)	250
53	197	129 (3)	315
54	157	143	329
55	208	154 (8)	375
56	136	147 (4)	360
57	156	162 (4)	350
58	174	161 (8)	355
59	157	131 (10)	371
60	138	122 (9)	378
61	181	184 (15)	360
62	189	129 (9)	411
63	190	167 (9)	425
平成元	166	174 (8)	409
2	191	166 (12)	422
3	173	157 (5)	433
4	187	171 (9)	440
5	207	166 (18)	463
6	182	171 (15)	459
7	223	155 (18)	509
8	231	186 (19)	535
9	203	203 (9)	526
10	214	201 (11)	528
11	230	214 (5)	539
12	233	186 (18)	568
13	229	212 (15)	570
14	187	203 (18)	536
15	199	196 (13)	526 [505]
16	169	193 (15)	466
17	151	167 (23)	427 [410]
18	151	151 (9)	401
19	136	136 (13)	388
20	149	129 (13)	395
21	147	122 (13)	407 [402]
22	146	139 (7)	402
23	147	133 (6)	410
24	148	122 (10)	426
25	119	130 (18)	397
26	149	148 (7)	391
27	147	151 (13)	374
28	138	111 (18)	383
29	166	133 (13)	403
30	113	112 (19)	385
令和元	135	146 (14)	360
2	126	115 (13)	358
3	118	118 (14)	344
計	8,596	7,687 (522)	

(注) 1 ( )内の数は、派遣期間中に死亡し、又は退職したため職務に復帰しなかった者及び職務復帰と同時に退職した者を外数で示したものである。

2 [ ]内の数は、国立大学法人の発足や特定独立行政法人の非特定独立法人化等に伴い、派遣中に派遣法の対象外となった職員を除いた人数である。